



シリーズ224

高めよう！ 人権意識

心のかけ橋

人権・生涯学習課
(☎928-1006)

「福山市こころをつなぐ 手話言語条例」をつくりました

昨年12月、「福山市こころをつなぐ手話言語条例」を制定しました。この条例は、手話への理解を深めて地域で支え合うことにより、手話を使って安心して暮らすことができる誰もが共生することができる地域社会の実現をめざしています。

A君と先生の会話から、聴覚障がいや手話について知り、誰もが自分らしく生きる社会をつくっていくために何が自分のできるのかを一緒に考えてみましょう。

A君：先生、耳が聞こえないってどんな感じなのかな？

先生：耳が聞こえないといっても、音や会話が何となく聞こえたりとか、全く聞こえなかった

A君：耳の聞こえない人はどうやってお話をするの？

先生：手話や口話、筆談、空書などで会話をするんだよ。



先生：そういえば、県内で初めて手話言語条例をつくったのは私たちが住む福山市なんだよ。手話は日本語と同じように会話で使われるものなのに、言語として認められてこなかった歴史があるんだ。現在は、世界中で手話は言語と認められているんだけどね。この条例には、手話が必要とする人が手話を使って安心して暮らすことができる社会にしようという思いが込められているんだよ。

A君：そんな社会になったらいいなあ。僕も手話を勉強してみようかな。

市民や事業者も市と一体になって、手話への理解や手話の普及に取り組

んでいく必要があります。まずは聞こえないことによる生活のしづらさや、手話や障がいについて知るところから始めましょう。戦後復興からのぼらのまちづくりを通じて引き継がれてきたローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）をもって、誰もが人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生することができる地域社会の実現をめざしましょう。

手話で対応します

手話マーク

筆談で対応します

筆談マーク

福山市では手話への理解や普及啓発に取り組んでいます。

▽取り組みの内容：手話動画の配信、「手話マーク」・「筆談マーク」の掲示、広報「ふくやま」の手話コーナー（今月は26ページ）など

障がい福祉課 (☎928・1062) 927・0294

助け合い 人と人をつなぐ系